

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4072285号  
(P4072285)

(45) 発行日 平成20年4月9日(2008.4.9)

(24) 登録日 平成20年1月25日(2008.1.25)

(51) Int.Cl.

F 1

G06F 12/00 (2006.01)

G06F 12/00

520E

G06F 17/30 (2006.01)

G06F 17/30

230Z

H04N 5/92 (2006.01)

H04N 5/92

H

請求項の数 17 (全 14 頁)

(21) 出願番号

特願平11-105768

(22) 出願日

平成11年4月13日(1999.4.13)

(65) 公開番号

特開2000-298606(P2000-298606A)

(43) 公開日

平成12年10月24日(2000.10.24)

審査請求日

平成16年6月3日(2004.6.3)

(73) 特許権者 000001007

キヤノン株式会社

東京都大田区下丸子3丁目30番2号

(74) 代理人 100076428

弁理士 大塚 康徳

(74) 代理人 100112508

弁理士 高柳 司郎

(74) 代理人 100115071

弁理士 大塚 康弘

(74) 代理人 100116894

弁理士 木村 秀二

(74) 代理人 100093908

弁理士 松本 研一

(74) 代理人 100101306

弁理士 丸山 幸雄

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】データ処理方法及び装置及び記憶媒体

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

バイナリデータにメタデータを登録するデータ処理方法であって、  
 メタデータの付与対象のバイナリデータを読み込む第1読込工程と、  
 前記バイナリデータに付与すべきメタデータを読み込む第2読込工程と、  
 前記第2読込工程で読み込まれたメタデータに基づいて確認情報を生成する生成工程と

、  
 前記第1読込工程で読み込まれたバイナリデータの後に、前記生成手段で生成された確認情報と前記第2読込工程で読み込まれたメタデータを接続する接続工程と、

前記接続工程によって得られたデータの全体を一つのファイルとして出力する出力工程とを備えることを特徴とするデータ処理方法。

## 【請求項 2】

前記生成工程は、前記第2読込工程で読み込まれたメタデータについて複数種類の確認情報を生成することを特徴とする請求項1に記載のデータ処理方法。

## 【請求項 3】

前記生成工程で使用される確認情報の種別を表わす情報を前記第2工程で読み込まれたメタデータに追記する追記工程を更に備えることを特徴とする請求項1に記載のデータ処理方法。

## 【請求項 4】

前記第2読込工程で読み込まれたメタデータが、所定のデータ記述言語における適正な

10

20

形式で記述されているか否かを判定する判定工程を更に備え、

前記生成工程と接続工程は、前記判定工程で適正な形式で記述されていると判定された場合に実行されることを特徴とする請求項 1 に記載のデータ処理方法。

#### 【請求項 5】

前記判定工程は、前記メタデータが前記所定のデータ記述言語としての正当性を満足するか否かを含めて判定することを特徴とする請求項 4 に記載のデータ処理方法。

#### 【請求項 6】

メタデータが登録されたバイナリデータにおいてメタデータを判別する方法であって、データを読み込む読み込工程と、

前記読み込工程で読み込まれたデータを末尾より検査し、所定のデータ記述言語の所定形式で記述されたデータが存在するか否かを判定する第 1 判定工程と、10

前記第 1 判定工程で所定形式のデータが存在すると判定された場合に、該所定形式で記述されたデータに基づいて確認情報を生成する生成工程と、

前記生成工程で生成された確認情報と、前記読み込工程で読み込まれたデータ中の前記所定形式で記述されたデータに対して所定の位置に格納された確認情報とを比較する比較工程と、

前記比較工程の比較結果に基づいて該所定形式で記述されたデータをメタデータであると判別する判別工程とを備えることを特徴とするデータ処理方法。

#### 【請求項 7】

前記確認情報が格納される所定の位置は、前記所定形式で記述されたデータの直前であることを特徴とする請求項 6 に記載のデータ処理方法20

#### 【請求項 8】

前記判別工程においてメタデータが判別された場合、判別されたメタデータを抽出して出力する出力工程を更に備えることを特徴とする請求項 6 に記載のデータ処理方法。

#### 【請求項 9】

前記判別工程は、

前記所定のデータ記述言語に規定された末尾文字列が前記データの末尾に存在するか否かをチェックするチェック工程と、

該末尾文字列が存在する場合に前記所定のデータ記述言語に規定された先頭文字列を該データの先頭へ向かって検索する検索工程と、30

前記検索工程で前記先頭文字列が検索された場合、該先頭文字列と前記末尾文字列との間のデータが、前記所定のデータ記述言語における適正な形式を有するか否かを検査する検査工程とを備えることを特徴とする請求項 6 に記載のデータ処理方法。

#### 【請求項 10】

バイナリデータにメタデータを登録するデータ処理装置であって、

メタデータの付与対象のバイナリデータを読み込む第 1 読込手段と、

前記バイナリデータに付与すべきメタデータを読み込む第 2 読込手段と、

前記第 2 読込手段で読み込まれたメタデータに基づいて確認情報を生成する生成手段と、40

前記第 1 読込手段で読み込まれたバイナリデータの後に、前記生成手段で生成された確認情報と前記第 2 読込手段で読み込まれたメタデータを接続する接続手段と、

前記接続手段によって得られたデータの全体を一つのファイルとして出力する出力手段とを備えることを特徴とするデータ処理装置。

#### 【請求項 11】

前記第 2 読込手段で読み込まれたメタデータが、所定のデータ記述言語における適正な形式で記述されているか否かを判定する判定手段を更に備え、

前記生成手段と接続手段は、前記判定手段で適正な形式で記述されていると判定された場合に動作することを特徴とする請求項 10 に記載のデータ処理装置。

#### 【請求項 12】

メタデータが登録されたバイナリデータにおいてメタデータを判別する装置であって、50

データを読み込む読込手段と、

前記読込手段で読み込まれたデータを末尾より検査し、所定のデータ記述言語の所定形式で記述されたデータが存在するか否かを判定する第1判定手段と、

前記第1判定手段で所定形式のデータが存在すると判定された場合に、該所定形式で記述されたデータに基づいて確認情報を生成する生成手段と、

前記生成手段で生成された確認情報と、前記読込手段で読み込まれたデータ中の前記所定形式で記述されたデータに対して所定の位置に格納された確認情報とを比較する比較手段と、

前記比較手段の比較結果に基づいて該所定形式で記述されたデータをメタデータであると判別する判別手段とを備えることを特徴とするデータ処理装置。 10

【請求項13】

前記確認情報が格納される所定の位置は、前記所定形式で記述されたデータの直前であることを特徴とする請求項12に記載のデータ処理装置。

【請求項14】

前記判別手段においてメタデータが判別された場合、判別されたメタデータを抽出して出力する出力手段を更に備えることを特徴とする請求項12に記載のデータ処理装置。 20

【請求項15】

前記判別手段は、

前記所定のデータ記述言語に規定された末尾文字列が前記データの末尾に存在するか否かをチェックするチェック手段と、 20

該末尾文字列が存在する場合に前記所定のデータ記述言語に規定された先頭文字列を該データの先頭へ向かって検索する検索手段と、

前記検索手段で前記先頭文字列が検索された場合、該先頭文字列と前記末尾文字列との間のデータが、前記所定のデータ記述言語における適正な形式を有するか否かを検査する検査手段とを備えることを特徴とする請求項12に記載のデータ処理装置。

【請求項16】

バイナリデータにメタデータを登録する処理をコンピュータに実行させるためのプログラムを格納したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体であって、

メタデータの付与対象のバイナリデータを読み込む第1読込工程と、

前記バイナリデータに付与すべきメタデータを読み込む第2読込工程と、 30

前記第2読込工程で読み込まれたメタデータに基づいて確認情報を生成する生成工程と、

前記第1読込工程で読み込まれたバイナリデータの後に、前記生成手段で生成された確認情報と前記第2読込工程で読み込まれたメタデータを接続する接続工程と、

前記接続工程によって得られたデータの全体を一つのファイルとして出力する出力工程と、をコンピュータに実行させるためのプログラムを記憶したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【請求項17】

メタデータが登録されたバイナリデータにおいてメタデータを判別する処理をコンピュータに実行させるためのプログラムを格納したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体であって、 40

データを読み込む読込工程と、

前記読込工程で読み込まれたデータを末尾より検査し、所定のデータ記述言語の所定形式で記述されたデータが存在するか否かを判定する第1判定工程と、

前記第1判定工程で所定形式のデータが存在すると判定された場合に、該所定形式で記述されたデータに基づいて確認情報を生成する生成工程と、

前記生成工程で生成された確認情報と、前記読込工程で読み込まれたデータ中の前記所定形式で記述されたデータに対して所定の位置に格納された確認情報とを比較する比較工程と、

前記比較工程の比較結果に基づいて該所定形式で記述されたデータをメタデータである 50

と判別する判別工程と、をコンピュータに実行させるためのプログラムを記憶したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明はバイナリデータとメタデータを扱うデータ処理方法及び装置及び記憶媒体に関する。

【0002】

メタデータ(meta-data)とは、「データに関するデータ」であり、画像データや音声データ等のバイナリデータを説明するデータとして用いられている。しかし、バイナリデータとこれに対応するメタデータが別々のファイルで存在した場合、ファイルの移動やコピーの際に、ユーザはバイナリデータとメタデータとを同時に管理しなければならず、非常にわざらわしいことになる。

10

【0003】

そこで一般に、バイナリデータとメタデータの管理を容易にするために、バイナリデータとメタデータを記述する様々な方法が提案されてきた。この種の従来技術は、新しいバイナリフォーマットを規定する方法と、データベースで管理する方法の2つに分けることができる。

【0004】

まず、新しいバイナリフォーマットを規定する方法の一例をあげると、画像フォーマットではTiff、Exif、Flashpixなどがある。図7は、バイナリデータにメタデータを埋め込んだフォーマットの概観を示す図である。バイナリデータとしては、例えば画像データが挙げられる。図7に示されるように、画像のヘッダ部分にメタデータを記述する枠組みを設け、そこにユーザがメタデータを記述するというのが一般的な方法である。このようにメタデータを記述することにより、データの検索・分類が容易になる。また、バイナリデータ内にメタデータを含むようになるので、1つのファイルで管理でき、ファイルの管理は比較的容易になる。

20

【0005】

次に、バイナリデータとメタデータをデータベースで管理する方法を説明する。図8はバイナリデータとメタデータをデータベースで管理する方法を概念的に示した図である。図8に示されるような、別々のファイルで存在するバイナリデータとメタデータをデータベース等を用いて管理するという方法も広く行われているものである。この場合は既存のバイナリデータが、既存のアプリケーションでそのまま使えるという利点がある。

30

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上述したようなメタデータを記述する新フォーマットを規定する方法とデータベースを用いてメタデータを管理する方法のそれぞれに問題がある。

【0007】

まず、メタデータを記述する新フォーマットを規定した場合には、既存のバイナリデータを当該新フォーマットに変換し、なおかつその新フォーマット内にメタデータを記述しなければならない。更に、その新フォーマット内のメタデータを用いて検索するためには、当該新フォーマット対応のアプリケーションが必要となる。すなわち、メタデータを記述したり利用したりするために、非常に多くのステップと専用の環境が必要になるという問題がある。また、このような新フォーマットのバイナリデータを処理する(例えば画像データであれば画像の再生)ためには、当該フォーマットに対応したアプリケーションが必要であり、既存のアプリケーションでは対応できなくなる。

40

【0008】

そのうえ、メタデータの記述方法も新フォーマットにおいて独自に決められたものであり、新フォーマット内のメタデータを利用するアプリケーションを作成するためには、新規にメタデータの検索ルーチンをつくるなければならないという問題もある。さらに、新し

50

い枠組みのメタデータを記述するにはフォーマットの規定を変更しなければならないという問題点もあった。

【0009】

一方、データベースを用いてバイナリデータとメタデータを同時に管理する場合、データベースソフトが無ければメタデータの登録も利用もできないという問題があった。また、登録したメタデータを表示するためにも専用のソフトウェアが必要である。更に、バイナリデータをデータベース外に持っていくと、メタデータは付加されず、メタデータのないバイナリデータとなってしまうという問題点もあった。

【0010】

本発明はメタデータの記述・検索に関する上記の問題点に鑑みてなされたものであり、既存のアプリケーションに影響を与えることなく、バイナリデータにメタデータを登録可能とすることを目的とする。

10

【0011】

また、本発明の他の目的は、メタデータが登録されたバイナリデータを、既存のアプリケーションで処理することが可能な形態で提供可能とすることにある。

【0012】

また、本発明の他の目的は、メタデータの記述に一般的なデータ記述言語を用いることにより、データ記述言語用の既存のツールを利用することを可能とし、対応アプリケーションの開発を容易にすることにある。

【0013】

さらに、本発明の他の目的は、メタデータが記述されたバイナリデータからメタデータを抽出し、例えば検索、参照、変更等の処理に供することを可能とすることにある。

20

【0014】

また、本発明の他の目的は、チェックサムの確認情報をメタデータとともに登録しておき、この確認情報を用いてメタデータの判別を行うことにより、より正確なメタデータの判別を可能とすることにある。

【0015】

【課題を解決するための手段】

上記の目的を達成するための本発明のデータ処理方法はたとえば以下の工程を備える。すなわち、

30

バイナリデータにメタデータを登録するデータ処理方法であって、  
メタデータの付与対象のバイナリデータを読み込む第1読み込み工程と、  
前記バイナリデータに付与すべきメタデータを読み込む第2読み込み工程と、  
前記第2読み込み工程で読み込まれたメタデータに基づいて確認情報を生成する生成工程と、  
前記第1読み込み工程で読み込まれたバイナリデータの後に、前記生成工程で生成された確認情報と前記第2読み込み工程で読み込まれたメタデータを接続する接続工程と、  
前記接続工程によって得られたデータの全体を一つのファイルとして出力する出力工程とを備える。

【0016】

また、上記の目的を達成するための本発明の他の態様によれば、以下の工程を備えたデータ処理方法が提供される。すなわち、

40

メタデータが登録されたバイナリデータにおいてメタデータを判別する方法であって、  
データを読み込む読み込み工程と、

前記読み込み工程で読み込まれたデータを末尾より検査し、所定のデータ記述言語の所定形式で記述されたデータが存在するか否かを判定する第1判定工程と、

前記第1判定工程で所定形式のデータが存在すると判定された場合に、該所定形式で記述されたデータに基づいて確認情報を生成する生成工程と、

前記生成工程で生成された確認情報と、前記読み込み工程で読み込まれたデータ中の前記所定形式で記述されたデータに対して所定の位置に格納された確認情報とを比較する比較工程と、

50

前記比較工程の比較結果に基づいて該所定形式で記述されたデータをメタデータであると判別する判別工程とを備える。

【0017】

また、本発明の他の態様によれば、上記の方法を実現するデータ処理装置が提供される。また、本発明の他の態様によれば、上記の方法をコンピュータによって実現するための制御プログラムが格納された記憶媒体が提供される。

【0018】

【発明の実施の形態】

以下、添付の図面を参照して本発明の好適な実施形態を説明する。

【0019】

10

<第1の実施形態>

図1は第1の実施形態によるデータ処理装置の構成を示すブロック図である。図1において、100は読み込部であり、スキャナ装置などを用いて画像を読み込む。101は入力部であり、ユーザからの指示やデータを入力するもので、キーボードやポインティング装置を含む。102は蓄積部であり、バイナリデータやメタデータを蓄積する。蓄積部102としては、ハードディスクを用いるのが一般的であろう。103は表示部であり、蓄積部102に蓄積されたバイナリデータを表示したり、読み込部100で読み込まれた画像データを表示する。表示部103としては、CRTや液晶表示装置が一般的である。

【0020】

20

104はCPUであり、上述した各構成の処理のすべてに関わり、ROM105とRAM106はその処理に必要なプログラム、データ、或いは作業領域をCPU104に提供する。なお、図2のフローチャートを参照して後述する本実施形態の処理手順を実現するための制御プログラムもROM105に格納されているものとする。もちろん、蓄積部102にその制御プログラムを格納しておき、CPU104による実行に応じてその制御プログラムがRAM106上へロードされるような構成であってもよい。

【0021】

なお、第1の実施形態のデータ処理装置には上記以外にも、種々の構成要素が設けられているが、本発明の主眼ではないので、その説明については省略する。

【0022】

30

つぎに、以上のように構成されたデータ処理装置において、メタデータをバイナリデータに登録する処理について説明する。図2は、第1の実施形態によるメタデータの登録処理を説明するフローチャートである。

【0023】

図2において、まず、ステップS301で、ユーザによって指定されたバイナリデータをメモリ(RAM106)上に読み込む。これは例えば所望のバイナリデータファイル名をキーボードから入力したり、ポインティング装置(例えばマウス)によって当該バイナリデータのアイコンを指示することによりなされる。次にステップS302において、ユーザによって指定された、メタデータが記述されているXMLファイルをメモリ(RAM106)上に読み込む。このXMLファイルの指定も、キーボードからファイル名を入力したり、ポインティング装置(例えばマウス)で対応するアイコンを指示する等によって行われる。

40

【0024】

次にステップS303で、メタデータを記述したXMLファイルが適正形式のXMLデータであるかを調べる。この適性形式の判定では、XMLファイルの記述フォーマットを満足しているか(例えば、タグの左右の括弧が正しく対をなしているか、タグ付けの形式が正しいか等)がチェックされる。なお、適性形式のXMLデータであるか否かの判定は、正当なXMLデータであるか否かを含めたチェックであってもよい。ここで、正当なXMLデータか否かの判定は、例えば、XMLデータがDTD(Document Type Definition)等のスキーマに従って記述されているか等のチェックを行うことでなされる。

【0025】

50

ステップS303において適正形式のXMLデータでないと判定された場合にはステップS305に進む。ステップS305では、XMLデータにエラーがある旨を表示部103に表示し、本処理を終了する。

【0026】

一方、ステップS303においてXMLファイルが適正形式のXMLデータであると判定された場合には、処理はステップS304に進む。ステップS304では、当該メタデータのチェックサムを算出する。チェックサムとしては、メタデータのサイズ（バイト数）、文字数、単語数、行数、タグで囲まれた項目の数など、メタデータから一意に決定できる数値を用いる。また、これらのうちの2つ以上を同時に用いるようにすれば、より確度の高いチェックサムを構成できる。また、第2の実施形態で後述するメタデータの判別処理のために、チェックサムとしてどの数値を用いたか（或いはチェックサムの算出法）をXMLデータとして記述しておくようにしてもよい。

10

【0027】

次に、ステップS306において、ステップS301で読み込まれたバイナリデータの後尾にメタデータとチェックサムを登録する。さらに、ステップS307でメタデータを登録したバイナリデータを出力し、処理を終了する。

【0028】

図3は本実施形態によるバイナリデータへのメタデータの登録状態を説明する図である。図3に示されるように、バイナリデータの最後に、チェックサム及びXMLデータ他形式で記述されたメタデータが接続される。こうすることによって、他のアプリケーションには影響を与えずに、メタデータを登録することができる。具体的には、バイナリデータが標準的なJPEG画像データであったとすると、末尾にメタデータを付け加えても市販の（メタデータを認識しない）画像アプリケーションで障害なく画像を読み込むことができる。すなわち、バイナリデータのヘッダー部分の情報はメタデータの接続前から変化しないので、例えばバイナリデータが画像データであった場合には、一般的なブラウザによって画像再生が行える（接続されたメタデータは無視される）。

20

【0029】

さらに、メタデータはXMLで記述されているため、このXMLデータ部分を抽出しておくことにより、XMLデータを理解するツールがあれば、メタデータの追加・変更・参照が可能であり、非常に汎用性に優れている。なお、XMLデータ部分の抽出については第2の実施形態で詳しく説明する。

30

【0030】

以上説明したように、第1の実施形態によれば、メタデータをXMLで記述し、このXMLデータをバイナリデータの最後に接続することにより、既存のバイナリデータにメタデータを登録することができる。

【0031】

そして、第1の実施形態によれば、所定のデータ記述言語における適正形式で記述されたメタデータ（XML形式のデータとチェックサム）をバイナリデータの最後に接続することにより、既存のアプリケーションに影響を及ぼすことなく、既存のバイナリデータにメタデータを登録することができる。すなわち、メタデータが登録されたバイナリデータを、既存のアプリケーションで処理することが可能な形態で提供することができる。また、メタデータとして既存のデータ記述言語を用いれば、メタデータの編集、参照等に際して、当該データ記述言語用の既存のツールをそのまま用いることができ、開発に関する手間も省くことができる。

40

【0032】

なお、上記実施形態ではXMLデータの正当性をチェックしたが、Well-formedであるかというチェックに置き換えてよい。また、メタデータ形式はXMLに限らず、SGML、HTMLなど、他の形式でもよい。

【0033】

<第2の実施形態>

50

第1の実施形態においてバイナリデータにメタデータを登録する方法を説明した。第2の実施形態では、バイナリデータにメタデータが登録されているかどうかを判別し、登録されている場合にはそのメタデータを抽出する処理について説明する。なお、第2の実施形態におけるデータ処理装置の構成は第1の実施形態(図1)と同様であるのでここでは説明を省略する。

#### 【0034】

以下、指定されたファイルのデータに第1の実施形態で説明した如きメタデータが登録されているか否かの判定と、登録されたメタデータを抽出する動作について説明する。図4は第2の実施形態による登録されたメタデータの判別及び抽出手順を示すフローチャートである。なお、本実施形態では、抽出されたメタデータを表示部103に表示するが、出力の形態はこれに限らない。例えば、抽出したメタデータを検索処理に提供するように構成してもよいことは当業者には明らかであろう。

10

#### 【0035】

図4によれば、まず、ステップS501で、ユーザの指示により、メタデータが登録されているかを判別したいファイルを指定する。ステップS501における、処理対象となるファイル(処理対象データ)の指定は、キーボードから当該処理対象データのファイル名を入力したり、対応するアイコンをポインティング装置(マウス)で指示することにより行われる。

#### 【0036】

次にステップS502において、指定されたファイルのデータにXMLで記述されたメタデータが登録されているかどうかを判別する。以下、ステップS502における判別処理の詳細について図5のフローチャートと、図6の概略図にしたがって説明する。図5は第2の実施形態によるメタデータの判別処理の詳細を説明するフローチャートである。また、図6はメタデータとしてXMLデータが登録された処理対象データのデータ構成例を示す図である。

20

#### 【0037】

第1の実施形態で説明したように、メタデータとしてのXMLデータが登録されているバイナリデータのデータ構成は図6のようになっている。したがって、メタデータの有無の判別は以下のように行われる。

#### 【0038】

30

図5に示されるように、まず、ステップS601で、ステップS501で指定されたファイルのデータ全体をメモリ(RAM106)上に読み込む。なお、第1の実施形態のステップS306によって出力されたデータは一つのファイルとして管理されるので、一般的なファイル管理システムによってこの処理対象データの全体を読み出すことが可能である。

#### 【0039】

次にステップS602において、ステップS601で読み込んだデータの最後に“</PhotoXML>”という文字列があるか調べる。存在しなかった場合はステップS608に進み、当該処理対象データにメタデータは登録されていないものと結論づける。

#### 【0040】

一方、読み込んだデータの最後に、“</PhotoXML>”という文字列が存在した場合はステップS603にすすむ。ステップS603では“</PhotoXML>”という文字列の前に“<PhotoXML>”という文字列が存在するかどうかを調べ、さらにそれらの文字列で囲まれたデータが、XMLの適正形式で記述されているかを確認する。なお、このとき、XMLの正当なデータであるか否かの判定を含めて行うようにしてもよい。適性形式か否かの判定、正当なデータか否かの判定は、第1の実施形態(ステップS303)で説明したとおりである。

40

#### 【0041】

ステップS603において適正形式であることが確認された場合は、ステップS604にすすむ。ステップS604において、文字列<PhotoXML>の直前に格納されているチェックサムを読み込み、これをチェックサム1として保持する。続くステップS605におい

50

て、上記適正形式であることが確認されたメタデータのチェックサムを計算し、これをチェックサム2とする。ここで、チェックサムの計算方法は実施例1で説明したメタデータ接続時の処理と同じにする。例えばメタデータ接続時に「文字数」をチェックサムとしたときは、本処理においても「文字数」をチェックサムとして計算する。

【0042】

次に、ステップS606においてチェックサム1とチェックサム2を比較し、両者が等しければステップS607へ進み、メタデータが登録されている結論づける。一方、チェックサムが等しくなければステップS608に進む。ステップS602で、当該バイナリデータの最後に文字列“</PhotoXML>”が存在しない場合、ステップS603で文字列“<PhotoXML>”が存在しない場合、ステップS603で内部の記述が適正でないと判定された場合、或いはステップS607でチェックサムが一致しない場合は、処理はステップS605にすすみ、当該処理対象データにメタデータは登録されていないものと結論づける。  
10

以上で、メタデータの判別を終了する。

【0043】

次に、図4のフローチャートにもどる。上記の図5のフローチャートで示される処理によってメタデータが登録されていると結論づけられた場合には、処理はステップS503に進む。ステップS503では、文字列“<PhotoXML>”と“</PhotoXML>”で囲まれた部分のXMLデータに基づいて登録されているメタデータの内容を表示し、処理を終了する。一方、ステップS502でメタデータが登録されていないと判定された場合にはそのまま処理を終了する。  
20

【0044】

以上説明したように、第2の実施形態によれば、メタデータ付きのバイナリデータと通常のバイナリデータとの判別を、データの末尾にXMLデータが適正形式で記述されているか否かによって判別することが可能となる。また、メタデータが判別された場合には、そのメタデータを表示することが可能となる。

【0045】

すなわち、第2の実施形態によれば、メタデータが登録されたバイナリデータとメタデータが登録されていないバイナリデータとを判別するとともに、登録されたメタデータを抽出することが可能となる。従って、メタデータとして既存のデータ記述言語を用いれば、メタデータを用いた検索に際して、当該データ記述言語用の既存のツールをそのまま用いることができ、開発に関する手間も省くことができる。  
30

【0046】

また、上記実施形態によれば、メタデータの判別のためにチェックサム等のチェック機構を設けてあるので、より確実にメタデータを判別することができる。

【0047】

なお、上記各実施形態では、メタデータとしてXMLデータを用いたがこれに限られるものではない。例えば、SGMLやHTML等のデータ記述言語であってもよい。もちろん、これらのデータの存在を検出するために用いられる文字列（実施形態では<PhotoXML>と</PhotoXML>を用いている）や正当性の判定は使用されるデータ記述言語等によって変わるものであり、実施形態によって限定する者ではない。また、バイナリデータとしては静止画像データ、動画像データ、音声データ等が挙げられる。  
40

【0048】

また、チェックサムは第1の実施形態で説明したように、種々のものを利用可能である。また、メタデータの本体内（上記実施形態ではXMLデータ内）にチェックサムの態様（例えば、「文字数」等）を記述するようにしておいて、データ判別の際にはその記述に従ってチェックサムを計算するようにしてもよい。

【0049】

また、上記第2の実施形態において、チェックサムを用いてメタデータの有無を判定したが、チェックサムによる判定の後に、XML自体のもつ整合性（ValidateもしくはWell-F  
50

ormed)を確認することにより、より正確な判定を行うことができる。

【0050】

なお、本発明は、複数の機器（例えばホストコンピュータ、インターフェイス機器、リーダ、プリンタなど）から構成されるシステムに適用しても、一つの機器からなる装置（例えば、複写機、ファクシミリ装置など）に適用してもよい。

【0051】

また、本発明の目的は、前述した実施形態の機能を実現するソフトウェアのプログラムコードを記録した記憶媒体を、システムあるいは装置に供給し、そのシステムあるいは装置のコンピュータ（またはCPUやMPU）が記憶媒体に格納されたプログラムコードを読み出し実行することによっても、達成されることは言うまでもない。

10

【0052】

この場合、記憶媒体から読み出されたプログラムコード自体が前述した実施形態の機能を実現することになり、そのプログラムコードを記憶した記憶媒体は本発明を構成することになる。

【0053】

プログラムコードを供給するための記憶媒体としては、例えば、フロッピディスク、ハードディスク、光ディスク、光磁気ディスク、CD-ROM、CD-R、磁気テープ、不揮発性のメモリカード、ROMなどを用いることができる。

【0054】

また、コンピュータが読み出したプログラムコードを実行することにより、前述した実施形態の機能が実現されるだけでなく、そのプログラムコードの指示に基づき、コンピュータ上で稼働しているOS（オペレーティングシステム）などが実際の処理の一部または全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

20

【0055】

さらに、記憶媒体から読み出されたプログラムコードが、コンピュータに挿入された機能拡張ボードやコンピュータに接続された機能拡張ユニットに備わるメモリに書込まれた後、そのプログラムコードの指示に基づき、その機能拡張ボードや機能拡張ユニットに備わるCPUなどが実際の処理の一部または全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

30

【0056】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明によれば、既存のアプリケーションに影響を与えずに、バイナリデータにメタデータを登録することが可能となる。

また、本発明によれば、メタデータが登録されたバイナリデータを、既存のアプリケーションで処理することが可能となる。

また、本発明によれば、メタデータの記述に一般的なデータ記述言語を用いることにより、データ記述言語用の既存のツールを利用することが可能となり、対応アプリケーションの開発が容易になる。

さらに、本発明によれば、メタデータが記述されたバイナリデータからメタデータを抽出し、例えば検索、参照、変更等の処理に供することが可能となる。

40

さらに、本発明によれば、チェックサムの確認情報をメタデータとともに登録しておき、この確認情報を用いてメタデータの判別を行うので、より正確なメタデータの判別が可能となる。

【図面の簡単な説明】

【図1】第1の実施形態によるデータ処理装置の構成を示すブロック図である。

【図2】第1の実施形態によるメタデータの登録処理を説明するフローチャートである。

【図3】本実施形態によるバイナリデータへのメタデータの登録状態を説明する図である。

【図4】第2の実施形態による登録されたメタデータの判別及び抽出手順を示すフローチ

50

ヤートである。

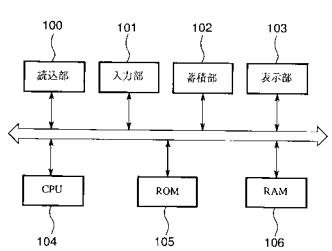
【図5】第2の実施形態によるメタデータの判別処理の詳細を説明するフローチャートである。

【図6】メタデータとしてXMLデータが登録されたバイナリデータのデータ構成例を示す図である。

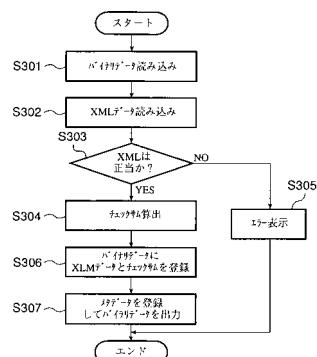
【図7】バイナリデータにメタデータを埋め込んだフォーマットの概観を示す図である。

【図8】バイナリデータとメタデータをデータベースで管理する方法を概念的に示した図である。

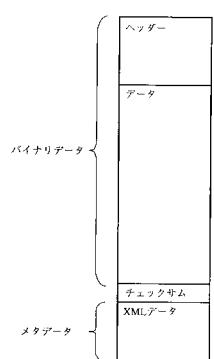
【図1】



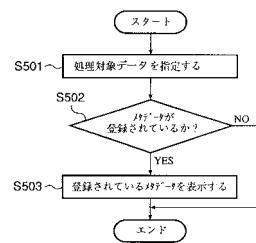
【図2】



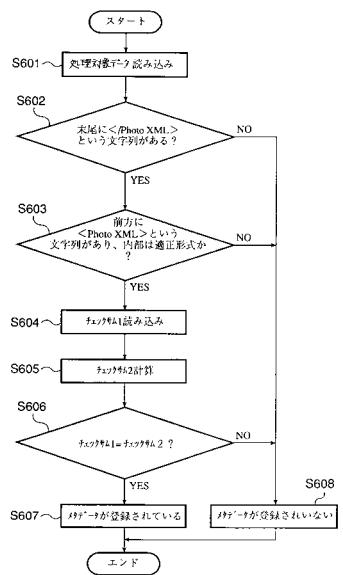
【図3】



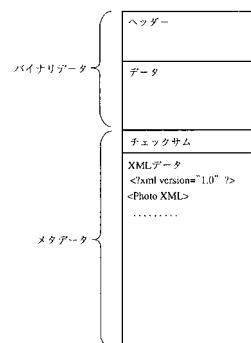
【図4】



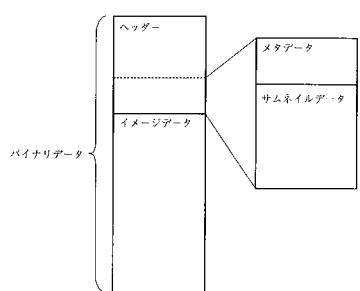
【図5】



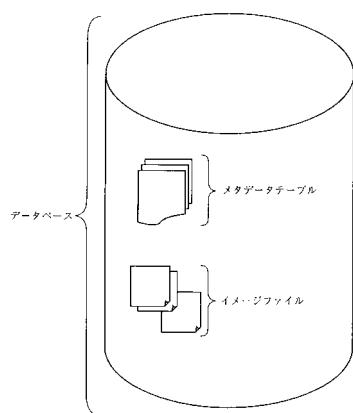
【図6】



【図7】



【図8】



---

フロントページの続き

(72)発明者 山本 邦浩  
東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内  
(72)発明者 草間 澄  
東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内

審査官 高瀬 勤

(56)参考文献 特開平07-274108 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 12/00  
G06F 17/30  
H04N 5/92  
JSTPplus(JDream2)